

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | ・日常小修理 など |

平成17年12月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

| No. | 号機等 | 不適合件名 | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 1 | 1号機 | 総合負荷検査(社内検査)の実施状況確認時、「実施主体について、一部曖昧な所が見られた」との指導を受けたため、対応を検討 | |
| 2 | 1号機 | 総合負荷検査(社内検査)の実施状況確認時、「全体工程管理や実施体制などで一部改善すべき点が見られた」との指導を受けたため、対応を検討 | |
| 3 | 1号機 | 計装用空気系空気乾燥機(A)の冷却再生用電磁弁において、動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理 | |
| 4 | 2号機 | 取水設備パワーセンタ(4A・5C)点検準備時、制御電源をOFFせず、しゃ断器をラックアウトしたことが認められたため、是正後関係者へ周知 | |
| 5 | 2号機 | 電動機駆動原子炉給水ポンプ(A・B)の吐出弁用均圧弁開閉確認時、当該弁が通常開の所、閉になっていたことが認められたため、是正後関係者へ周知 | |
| 6 | 2号機 | 硫酸第一鉄注入補助タンクにおいて、入口弁(V-38-HV-1)にシートリーク(2滴/秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 7 | 3号機 | タービン建屋換気系プレナム放射線モニタ(A)において、「放射能下限機器動作不良」の表示が発生し、指示がダウンスケールしたことが認められたため、当該モニタを点検・校正 | |
| 8 | 4号機 | 運転日誌(1)所内変圧器(4B-1)の積算電力記録において、0時の記録に誤記が認められたため、是正後関係者へ周知 | |
| 9 | 4号機 | 廃棄物処理建屋2階10トンホイストクレーン稼動中、電気ケーブル用ローラの破損が認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 10 | 4号機 | タービン補機冷却水系熱交換器(A)において、海水入口温度計(TI-67A)の指示不良が認められたため、当該温度計を点検・校正 | |
| 11 | 4号機 | 主タービングランド蒸気排風機出口流量記録計において、指示不良が認められたため、当該記録計を点検・校正 | |
| 12 | 4号機 | タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)用入口逃がし弁(RV-32-5155B)において、シートリーク(1滴/12秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 13 | 4号機 | 制御棒駆動水圧ユニット(18-35)において、窒素ガス充填口のシールキャップ部よりリーク(カニ泡程度)が認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 14 | 4号機 | 廃棄物処理建屋地下西側の換気系ダクトにおいて、吹出口の汚れが認められたため、当該部を点検・清掃 | |

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで

その他:

| No. | 号機等 | 不適合件名 | 備考 |
|-----|--------|---|----|
| 15 | 4号機 | 主発電機水素ガス供給配管において、発電機入口付近保温材の破損が認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 16 | 5号機 | 待機中の電動機駆動原子炉給水ポンプ用軸受温度記録計(TRS-51-1)において、「軸受温度高」の表示発生が認められたため、当該記録計を点検・ | |
| 17 | 5号機 | 中央操作室換気空調系ダンパ制御用計装配管において、1次圧力調整弁のゴムパッキン部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 18 | 6号機 | ドライヤーセパレータ自動吊具自動レンチの動作確認時、Dレンチ内蔵のトルク変換器に不良が認められたため、当該変換器を交換 | |
| 19 | 6号機 | 高圧復水ポンプ(A)電動機用潤滑油クーラーにおいて、冷却水入口弁(V-202)のハンドル軸部に変形が認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 20 | 6号機 | 廃棄物処理建屋換気空調系給気機械室において、入口扉のドアロック機構に不良が認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 21 | 6号機 | 原子炉建屋換気空調系給・排気温度差監視用記録計(DTRS/TRS-E31-R611)において、チャート送り不良が認められたため、当該記録計を点検・ | |
| 22 | 6号機 | 原子炉冷却材浄化系温度計(TI-R607)において、ポイントNO. 6の指示不良が認められたため、当該温度計を点検・校正 | |
| 23 | 集中環境施設 | 雑固体燃焼炉(A)1次セラミックフィルタ(D)差圧計点検時、低圧側元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 24 | 集中環境施設 | 雑固体燃焼炉(B)排ガス補助ブロワ定例試験時、出口逆止弁の動作不良が認められたため、当該逆止弁を点検・修理 | |
| 25 | 集中環境施設 | 固化設備ペレット採取ブロワ(1)のベルト張り調整時、モータ押しボルトにて調整を行っていたところモータベース部の破損が認められたため、調査及び対応 | |

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで